

商企第434号

平成29年2月8日

特別事業認定の失効について

みだしのことについて、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第44条第3項及び沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第23条の規定により、下記のとおり公表します。

沖縄県知事 翁長 雄志



記

本店または主たる事務所の所在地、法人の名称、及び代表者の氏名	沖縄県うるま市字州崎12番地の72 日邦メタルテック株式会社 代表取締役 本城 裕司
特別事業認定番号	府政沖第41号 平成19・03・15地第1号
認定を受けた事業の種類	機械工具製造業
失効年月日	平成29年1月31日
失効の理由	事業認定の失効